

マロニエの森の会会則

第1条 (名称)

本会は、マロニエの森の会と称する。

第2条 (事務局)

本会の事務局は、山口市宮野上3403 杉山昭郎宅に置く。

第3条 (目的)

本会は、自然にやさしい山および人間にやさしい緑をつくることを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一、植林等の山林事業を行う
- 二、森林等の学習会、研修会を行なう
- 三、本会の事業によっては子供達等に参加を呼びかける
- 四、他地区の山林事業団体と情報を交換し、友好を深める
- 五、本会の活動を通して会員同士の親交をはかる
- 六、その他本会の目的遂行に必要な事業を行なう

第5条 (会員)

本会の会員は次の2種とする。

- 一、会員 本会の目的に賛同して入会した個人、グループ会員および法人
- 二、賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人、グループ会員および法人

第6条 (役員)

本会には次の役員を置く。

- 一、会長 1名
- 二、副会長 若干名
- 三、会計 2名
- 四、理事 15名以内
- 五、監事 2名

本会に名誉会長を置くことができる。

第7条 (顧問)

本会に顧問を置くことができる。

顧問は、会長が委嘱する。

顧問は、会務全般の相談に応ずる。

第8条 (役員を選任と任期)

理事および監事は総会で選任する。

会長、副会長および会計は理事会で理事から選任する。

役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

役員が途中で退任した場合、新役員の任期は前任者の残存期間とする。

第9条（役員の任務）

会長は、本会を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長を代行する。

会計は、本会の会計を行なう。

理事は、本会の会務を行なう。

名誉会長は、理事会の要請があれば理事会に出席する。

第10条（監査）

監事は、本会の監査をする。

第11条（総会）

本会は、毎年通常総会を開催するものとし、必要あるときは臨時総会を招集することができるものとする。

総会は、会長が招集し、出席者を以って成立する。

総会の議長は、会長が指名する。

第12条（総会の議決事項）

総会では、次の事項を決める。

- 一、事業計画および予算に関する事項
- 二、事業報告および決算に関する事項
- 三、役員を選出
- 四、規約の変更
- 五、その他必要な事項

第13条（理事会）

会長は、必要に応じて理事会を招集し、その議長となる。

理事会は、会長、副会長、会計および理事を以って構成する。

理事会は、構成員の過半数の出席で成立する。

監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第14条（総会および理事会の決議）

総会および理事会における決議は、出席者の過半数で決する。

第15条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

第16条（会費）

年会費は、会員については4000円とし、10月以降の加入者については2000円とする。賛助会員は、3000円とする。

第17条（運営）

本会の運営は、会費、寄付金等によって行なわれる。

第18条（退会）

本会の退会は、届け出による。

会費を3年以上滞納した場合は、退会したものとみなす。

第19条（慶弔費）

削除

附則 本会則は、平成8年2月25日から施行する。

最終改正 平成23年5月29日一部改正